

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

＜令和5年6月・修正案＞

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 総 則				
1	12	第3節 各機関の処理すべき事務又は業務 の大綱 第 1 名古屋市 1～32 (略)	第3節 各機関の処理すべき事務又は業務 の大綱 第 1 名古屋市 1～32 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	13	<u>(追加)</u>	<u>33 災害救助法に基づく被災者の救助</u> <u>34 洪水予報及び水防警報の発表、水位周知</u> <u>河川の水位、排水調整対象河川、水位周知</u> <u>下水道の水位到達情報に対する措置</u>	
	13	第 2 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 1 <u>災害復旧事業等のための財政融資資金</u> <u>による短期貸付及び長期貸付</u> 2 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある</u> <u>場合においては、現地における災害の</u> <u>実情、資金の需要状況等に応じ、関係機</u> <u>関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機</u> <u>関等に対して機を逸せず必要と認められ</u> <u>る範囲内で、適切な措置の要請</u>	第 2 指定地方行政機関 〔東海財務局〕 1 <u>災害復旧事業費の査定立会に際しては、</u> <u>災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期</u> <u>するとともに、民生の安定を図るため、</u> <u>可能な限り早期に災害復旧事業の実施に</u> <u>対応</u> 2 <u>地方公共団体が緊急を要する災害復旧</u> <u>事業等のために災害つなぎ資金を希望す</u> <u>る場合には、短期貸付の措置を適切に運</u> <u>用</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	13	3 <u>災害が発生した場合又は警戒宣言が発せられた場合の応急措置等のために必要な 当局管理の国有財産にかかる無償貸付等の措置</u> 4 <u>災害復旧事業費の査定立会いに際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る上からできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</u> 5 <u>警戒宣言時、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請</u> 6 <u>原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のために必要な当局管理の国有財産にかかる無償貸付等の措置</u> 〔東海北陸厚生局〕（略）	3 <u>地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情のゆする限り、財政融資資金をもって措置</u> 4 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内での適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置</u> 5 <u>災害が発生した場合又は原子力緊急事態宣言が発せられた場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に実施</u> (削除) 〔東海北陸厚生局〕（略）	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	13	〔東海農政局〕 1～4 （略） 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導 <u>(追加)</u> の実施	〔東海農政局〕 1～4 （略） 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導 <u>及び</u> <u>助言</u> の実施	文言整理
	14	6～11 （略） 〔中部森林管理局〕 1～2 （略） <u>3 国有林野からの林産物等の流失予防対策を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。</u> <u>4</u> 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力 <u>5</u> 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力	6～11 （略） 〔中部森林管理局〕 1～2 （略） <u>(削除)</u> <u>3</u> 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力 <u>4</u> 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	15	〔中部経済産業局〕（略） 〔中部近畿産業保安監督部〕（略） 〔中部運輸局〕（略） 〔名古屋海上保安部〕 1 <u>海難救助、緊急輸送、排出油等の防除、被災者の救助・救援活動</u> 2 <u>交通整理、航路障害物の除去等の海上交通の安全確保</u> 3 <u>海上における治安の維持、不法投棄等の取締り</u> 4 <u>船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報その他地震等に関する情報の伝達及び周知</u> 5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し避難勧告（追加）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指示 <u>（追加）</u>	〔中部経済産業局〕（略） 〔中部近畿産業保安監督部〕（略） 〔中部運輸局〕（略） 〔名古屋海上保安部〕 1 <u>情報の収集、伝達の実施</u> 2 <u>船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達および周知</u> 3 <u>海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助</u> 4 <u>海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報の実施</u> 5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し避難勧告（港測法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指示 6 <u>海上火災の発生する恐れのある海域にいる者に対し、火気の使用の制限又は禁止の周知</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>6</u> 原子力災害発生時における、情報の収集及び海上保安庁等への通報 <u>7</u> 原子力災害発生時における、海上における環境放射線モニタリングへの支援 <u>(追加)</u> <u>8</u> 原子力災害発生時における、周辺海域の在船舶等に対する情報周知 〔名古屋地方気象台〕（略） 〔東海総合通信局〕（略） 〔愛知労働局〕 1 （略） 2 <u>被災労働者に対する労災補償の迅速給付</u>	<u>7 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置</u> <u>8 海上における治安の維持</u> <u>9</u> 原子力災害発生時における、情報の収集及び海上保安庁等への通報 <u>10</u> 原子力災害発生時における、海上における環境放射線モニタリングへの支援 <u>11 原子力災害発生時における、現場海域への入域制限及び人命救助の実施</u> <u>12</u> 原子力災害発生時における、周辺海域の在船舶等に対する情報周知 〔名古屋地方気象台〕（略） 〔東海総合通信局〕（略） 〔愛知労働局〕 1 （略） 2 <u>化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保</u>	
	16	3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業者に対する監督指導等を実施<u>(追加)</u>	3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業者に対する監督指導等を実施<u>し、労働者の安全衛生の確保</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		4 <u>労災病院・労災保険指定病院等への医師等派遣要請、医薬品の提供要請等</u> 5 <u>被災者に対する職業相談、職業紹介等窓口の設置</u> 6 <u>化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保</u> 7 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保 8 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給 9 原子力事故の発生に係る厚生労働省への通報 10 原子力災害発生時における、事業者に対する労働者退避等の措置の指示 〔中部地方整備局〕	4 <u>被災者の医療対策について必要がある</u> <u>と認められるときは、管轄区域内にある</u> <u>労災病院又は労災保険の指定病院等に</u> <u>対して、医師その他の職員の派遣、医薬</u> <u>品の提供等必要な措置の要請</u> 5 <u>被災労働者に対する労災補償の給付</u> <u>事務</u> (削除) 6 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給 8 原子力事故の発生に係る厚生労働省への通報 9 原子力災害発生時における、事業者に対する労働者退避等の措置の指示 〔中部地方整備局〕	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	16	<u>1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報を含む。）の収集、伝達及び被害調査</u> <u>2 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</u> <u>3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設及び堤防、水門等河川管理施設の災害応急対策工事</u> <u>4 災害復旧工事の施工等</u> <u>5 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</u> <u>6 海上流出油災害に対する防除等の措置</u> <u>7 災害予防</u> <u>(1) 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保</u> <u>(2) 地震発生後の応急復旧を円滑に進める</u>	(削除)	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	16	<u>ために災害応急復旧用資機材について 備蓄等を推進</u> <u>(3) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等 による被災調査報告等の機動力を生か した実践的な方法をもって実施</u> <u>(4) 大規模災害による被災施設の復旧等を より迅速、確実、効果的に行うため、公 共土木施設等の被災状況モニター制度 及びボランティアによる活動で被災状況 の情報収集活動を行う防災エキスパート 制度を活用</u> <u>(5) 港湾における緊急物資輸送ルートの 確保に関する計画、指導及び事業実施</u> <u>8 地域防災応急対策</u> <u>(1) 警戒宣言時、緊急輸送路を確保する等 の目的で実施される交通規制への協力</u> <u>(2) 道路利用者に対して、地震予知情報及 び道路障害規制等の情報提供を道路情 報板や道の駅等の道路情報提供装置を 用いて行い、情報の周知を図るとともに、 低速走行の呼びかけ実施</u> <u>(3) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	16	<u>害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</u>		
	17	<u>9 応急復旧</u> <u>(1) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施</u> <u>(2) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を実施</u> <u>(3) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施</u> <u>(4) 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施</u> <u>(5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・助言及び事業を実施</u> <u>(6) 飛行場の被災に際しては、必要に応じ</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17	<u>総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行</u> <u>(7)海上の流出油災害に対し、防除等必要な措置を実施</u> <u>(8)県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u> <u>(9)航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</u> <u>(追加)</u>	<u>1 災害予防</u> <u>(1)降雨、河川水位などについて観測</u> <u>(2)名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）の発表及び関係機関に連絡</u> <u>(3)水防警報の実施</u> <u>(4)災害発生後に応急復旧を円滑に進めるための災害応急復旧用資機材の備蓄の推進</u> <u>(5)実践的な防災訓練の実施</u> <u>(6)大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17		<u>公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用</u> <u>(7) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画。指導及び事業の実施</u> <u>2 初期対応</u> <u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> <u>(2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</u> <u>3 応急復旧</u> <u>(1) 災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務の実施</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17	第3 愛知県 <u>1 災害予警報を始めとする災害に関する情報（地震予知情報等、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報を含む。）の収集、伝達及び被害調査</u>	<u>(2) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡の保持及び協力</u> <u>(3) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等の実施</u> <u>(4) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検の実施</u> <u>(5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業の実施</u> <u>(6) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な応急措置</u> <u>(7) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等の出動</u> 第3 愛知県 (削除)	防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17	<u>2 災害救助法にかかる資源配分</u> <u>3 自衛隊に対する派遣要請</u> <u>4 その他市町村の災害事務又は業務の実施についての総合調整</u> <u>5 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及</u> <u>6 避難地、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u> <u>7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境の整備</u> <u>8 災害広報（地震予知情報等、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報を含む。）</u> <u>9 地震防災応急対策について、市長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示</u> <u>10 緊急通行車両等の確認証明書発行</u> <u>11 避難の指示の代行</u> <u>12 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整</u> <u>13 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置</u> <u>14 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17	<u>15 被災児童・生徒等に対する応急教育</u> <u>16 緊急車両の通行を確保するための道路啓開</u> <u>17 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置</u> <u>18 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</u> <u>19 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備</u> <u>20 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧</u> <u>21 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあつせん</u> <u>22 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査</u>		
	18	<u>23 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導及び助言</u> <u>24 県の管理する港湾区域及び港湾施設の維持管理等</u> <u>25 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	18	<u>26 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握</u> <u>27 市町村の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定活動に対する支援・調整</u> <u>28 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支援金の支給に関する事務(追加)</u>	<u>1 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達</u> <u>2 名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意の発表</u> <u>3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する</u> <u>4 災害広報</u> <u>5 避難の指示の代行</u> <u>6 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整</u> <u>7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う</u> <u>8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置</u> <u>9 水防管理団体の実施する水防活動及び市</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	18		<u>町村の実施する消防活動に対する指示及び調整</u> <u>10 被災児童・生徒等に対する応急の教育</u> <u>11 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧の実施</u> <u>12 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置</u> <u>13 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付</u> <u>14 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備</u> <u>15 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん</u> <u>16 危険物施設等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査の実施</u> <u>17 地下街等の保安確保に必要な指導。助言の実施</u> <u>18 自衛隊の災害派遣</u> <u>19 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全対策</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	18	<u>29</u> 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 <u>30</u> 環境放射線モニタリングの実施 <u>31</u> 原子力災害発生時における、健康被害防止に係る整備 <u>32</u> 放射性物質による汚染除去への協力 <u>33</u> 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限 <u>34</u> 原子力災害発生時における、各種制限措置の解除指示	<u>20</u> 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 <u>21</u> 防災上必要な教育及び並びに防災思想の普及 <u>22</u> 防災ヘリコプター、災害対策用指揮者、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握 <u>23</u> 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支を行う <u>24</u> 名古屋飛行場に防災対策の実施 <u>25</u> 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う <u>26</u> 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 <u>27</u> 環境放射線モニタリングの実施 <u>28</u> 原子力災害発生時における、健康被害防止に係る整備 <u>29</u> 放射性物質による汚染除去への協力 <u>30</u> 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限 <u>31</u> 原子力災害発生時における、各種制限措置の解除指示	通番修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	19	<u>35</u> 原子力災害発生時における、心身の健康相談体制の整備 <u>36</u> 原子力災害に対する国の専門家の派遣要請 第4 (略) 第5 自衛隊 <u>1 民生支援、道路啓開等の応急救援活動</u> <u>2 堤防・橋梁等の応急復旧、倒壊・焼失・浸水地域の整理等二次災害防止等の緊急性を有する応急復旧活動</u> <u>3 災害派遣の準備</u> <u>(1) 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集</u> <u>(2) 災害派遣計画を作成</u> <u>(3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加</u> <u>4 東海地震注意情報に伴う措置</u> <u>(1) 各部隊は災害派遣準備を促進</u> <u>(2) 連絡班及び偵察班の派遣準備</u> <u>(3) 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中</u>	<u>32</u> 原子力災害発生時における、心身の健康相談体制の整備 <u>33</u> 原子力災害に対する国の専門家の派遣要請 第4 (略) 第5 自衛隊 <u>(削除)</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	19	<u>(4) 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施</u> <u>5 警戒宣言時の措置</u> <u>(1) 災害派遣準備を促進</u> <u>(2) 所要の地点に偵察班を派遣</u> <u>(3) 必要に応じ航空偵察を実施</u> <u>(4) 地震警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣</u> <u>6 発災後の対処</u> <u>(1) 即時救援活動</u> <u>人命救助を最優先した即時救援活動を実施</u> <u>(2) 応急救援活動</u> <u>引き続き、応急救援活動を実施</u> <u>(3) 本格対処</u> <u>対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施</u> <u>7 原子力災害発生時における、緊急時モニタリングの支援</u> <u>(追加)</u>	<u>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	19	第 6 指定公共機関 〔日本郵便株式会社〕	<u>四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</u> <u>(1)被害状況の把握</u> <u>(2)避難の援助</u> <u>(3)遭難者等の捜索救助</u> <u>(4)水防活動</u> <u>(5)消防活動</u> <u>(6)道路又は水路の啓開</u> <u>(7)応急医療、救護及び貿易</u> <u>(8)人員及び物資の緊急輸送</u> <u>(9)給食及び給水</u> <u>(10)入浴支援</u> <u>(11)救援物資の無償貸付又は譲与</u> <u>(12)危険物（火薬類等）の保安及び除去</u> <u>(13)その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動</u> 第 6 指定公共機関 〔日本郵便株式会社〕	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	20	<u>(追加)</u> <u>災害が発生した場合において</u>、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 1～3 （略） <u>(追加)</u> <u>4</u> 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布 <u>5</u> <u>災害の発生時又はそのおそれがある場合における、可能な限りの窓口業務確保</u> 〔日本赤十字社〕（略） 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>1</u> <u>警戒宣言、地震予知情報等の伝達</u> <u>2</u> <u>高速自動車国道の改築、維持、修繕又は</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</u> <u>また</u>、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 1～3 （略） <u>4</u> <u>被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除の実施</u> <u>5</u> 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布 <u>(削除)</u> 〔日本赤十字社〕（略） 〔中日本高速道路株式会社〕 <u>(削除)</u> 高速自動車国道の改築、維持、修繕又は	文言整理 防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	20	その管理を行うとともに災害復旧を実施 〔独立行政法人水資源機構〕 <u>1 愛知用水の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を実施</u> <u>2 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進</u> 〔独立行政法人国立病院機構本部〕 <u>1 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被害者の医療及び助産を実施</u> <u>2 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施</u> <u>3 前記の活動については、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援</u> <u>（追加）</u>	その管理を行うとともに災害復旧を実施 〔独立行政法人水資源機構〕 <u>（削除） 水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持及びこれらの施設の災害復旧</u> <u>（削除）</u> 〔独立行政法人国立病院機構本部〕 <u>（削除）</u> <u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	20	<u>〔西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDD I 株式会社〕</u> <u>1 重要通信の確保及び施設・設備の応急対策</u> <u>2 被災地の応急通信確保</u> <u>3 災害時における情報（地震予知情報、警戒宣言）等の正確かつ迅速な収集、伝達</u> <u>4 地震予知情報、警戒宣言等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備の優先的利用</u> <u>5 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</u> <u>6 気象等警報を市町村へ連絡</u>	<u>護活動</u> <u>(削除)</u>	
	21	<u>7 災害時における公衆通信、携帯電話の通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</u> <u>8 契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金、災害関係携帯電話料金等の免除</u> <u>9 通信施設の耐災害性を強化</u> <u>10 発災直後の輻輳対策措置</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	21	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	<u>〔西日本電信電話公社〕</u> <u>1 発災時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u> <u>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用</u> <u>3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備</u> <u>4 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</u> <u>5 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</u> <u>6 気象等警報の市町村への連絡</u> <u>7 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除</u> <u>〔エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社〕</u> <u>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u> <u>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用</u> <u>3 発災後にその会えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	21	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	<u>4 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</u> <u>5 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除</u> <u>〔株式会社NTT ドコモ〕</u> <u>1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達</u> <u>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用</u> <u>3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備</u> <u>4 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧</u> <u>5 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除</u> <u>〔KDDI 株式会社/ソフトバンク株式会社/楽天モバイル株式会社〕</u> <u>1 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策の実施</u> <u>2 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧</u> <u>3 災害応急措置の実施に必要な通信に対し</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	21	〔日本放送協会〕 <u>1 気象予警報等の放送周知</u> <u>2 災害情報及び災害対策に関する放送</u> <u>3 平常時から防災知識の普及に関する放送の実施</u> <u>4 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充</u> <u>5 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）</u> <u>6 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全な体制を整備</u> <u>7 地震防災応急対策のための動員及び準備活動</u> <u>8 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした、地震予知情報等の放送</u> (追加)	<u>て、防災関係機関からの要請により優先的に対応</u> 〔日本放送協会〕 (削除) <u>1 気象予警報等及び被害状況等の報道</u> <u>2 平常時から防災知識に普及に関する報道</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	21	〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕 <u>1 応急輸送対策</u> <u>2 被災旅客者の応急救護及び避難誘導</u> <u>(東海旅客鉄道株式会社のみ)</u> <u>3 鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</u> <u>4 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理</u> <u>5 警戒宣言時に正確かつ迅速な情報伝達</u> <u>6 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進</u> <u>7 旅客の避難、救護</u> <u>8 列車の運転規制</u> <u>9 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制</u> <u>10 災害により線路が不通となった場合は、(追加)自動車による代行輸送、(追加)連絡社線による振替輸送等</u>	<u>の実施</u> <u>3 放送施設の保守</u> 〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕 <u>(削除)</u> <u>1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理</u> <u>(削除)</u> <u>2 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送、及び連絡社線による振替輸送等</u>	通番修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	21	<u>11</u> 死傷者の救護及び処置 <u>12</u> 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の円滑な手配等 <u>13</u> 災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関する協力 〔東邦ガス株式会社<u>(追加)</u>〕 <u>(追加)</u>	<u>3</u> 死傷者の救護及び処置 <u>4</u> 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の円滑な手配等 <u>5</u> 災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関する協力 〔東邦ガス株式会社※〕 <u>※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。</u> <u>(以降同じ)</u>	分社化による修正
	22	1 <u>災害時におけるガス供給の確保及び広報</u> 2 <u>ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置</u> 3 <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策</u> 4 <u>発災後は被災施設の復旧を実施し、早期供給再開</u> 〔中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A〕 1 <u>電力設備の災害予防措置の実施</u>	1 <u>ガス施設の災害予防措置</u> 2 <u>発災後の被災施設の復旧及び供給停止等の需要家に対しての早期供給再開</u> <u>(削除)</u> 〔中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A〕 1 <u>電力施設の災害予防措置、被災状況の調査及びその早期復旧</u>	防災活動体制の見直しによる修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	22	<u>2 東海地震注意情報、警戒宣言又は南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策の実施</u> <u>3 発災後の被災状況調査及び早期復旧</u> <u>4 災害時における電力供給の確保及び広報</u> <u>5 他電力会社との電力緊急融通のための対策の実施</u> <u>6 原子力防災体制の整備</u> <u>7 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備</u> <u>8 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検</u> <u>9 原子力防災教育の実施</u> <u>10 関係機関との連携</u> <u>11 原子力災害状況の把握及び県への情報伝達・報告</u> <u>12 原子力災害発生時における、応急措置、緊急事態応急対策の実施</u> <u>13 放射性物質による汚染除去への協力</u> 第7 指定地方公共機関	<u>2 電力需給ひっ迫が発生または予測される場合における他電力会社からの電力融通の実施</u> (削除) <u>3 原子力防災体制の整備</u> <u>4 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備</u> <u>5 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検</u> <u>6 原子力防災教育の実施</u> <u>7 関係機関との連携</u> <u>8 原子力災害状況の把握及び県への情報伝達・報告</u> <u>9 原子力災害発生時における、応急措置、緊急事態応急対策の実施</u> <u>10 放射性物質による汚染除去への協力</u> 第7 指定地方公共機関	通番修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	22	〔名古屋港管理組合〕 <u>1 港湾施設（水門、こう門、護岸、防潮壁、貯木場等）、海岸保全施設等の維持管理及び(追加)災害復旧</u> <u>2 港湾における緊急物資及び人員輸送用岸壁等の応急対策の指導・協力</u> 〔一般社団法人愛知トラック協会〕 <u>1 災害対策用物資の配送体制の確保</u> <u>2 災害時における応急輸送対策</u> <u>3 緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌による広報事業</u> <u>4 警戒宣言時、非常配備体制に入り、緊急輸送対策本部を設置</u> <u>5 緊急輸送対策本部は県下12地区部会に対し、非常配備体制の発令と対策支部の設置を指示</u> <u>6 対策本部及び支部は、出動可能な車両及び要員の数を調査し、その確保に努め、次の事項を伝達</u> <u>(1)乗務員の招集及び点呼</u> <u>(2)車両（ホロ等を含む。）、燃料の点検</u>	〔名古屋港管理組合〕 <u>(削除)港湾施設（水門、こう門、護岸、防潮壁、貯木場等）、海岸保全施設等の維持管理及び災害予防及び災害復旧</u> <u>(削除)</u> 〔一般社団法人愛知トラック協会〕 <u>1 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送の対応</u> <u>(削除)</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	23	<u>及び整備</u> <u>(3) 必要なパーツ類、スペアタイヤ、信号旗、発煙筒、消火器、救急箱、緊急輸送車表示幕の整備及び非常用食糧の携行</u> <u>7 発災後、再度出動可能な車両及び要員数を把握</u> <u>8 災害応急活動のため、各機関からの車両借上げ要請に対する配車の実施</u> <u>9 原子力災害対策用物資の輸送に対する協力</u> [名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社] (略) [名古屋高速道路公社] <u>1 所管区域の道路施設等の防災管理</u> <u>2 車両の応急安全措置</u> <u>3 道路啓開等緊急交通路確保、道路施設等の災害応急対策工事</u> <u>4 災害復旧工事の施工等</u> (追加)	<u>2 原子力災害対策用物資の輸送に対する協力</u> [名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社] (略) [名古屋高速道路公社] <u>(削除)</u> <u>所管する道路の改築、維持、修繕又はその</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	23	<u>〔中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日新聞中部本社、読売新聞中部支社、中部経済新聞社〕</u> <u>災害時における広報活動及び被害状況等の速報</u> <u>日本放送協会に準ずる。</u> <u>〔株式会社ＣＢＣテレビ、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム名古屋〕</u> 日本放送協会に準ずる	<u>管理及び災害復旧</u> <u>〔各民間放送及び新聞社〕</u> 日本放送協会に準ずる	表記の整理
2	31	第５節 市民等の基本的責務 第１ 市民の責務 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ<u>(追加)</u>るとともに、<u>自宅の耐震点検等</u>必要に応じた耐震化、家具等の固定、ガラスの飛散防止など<u>自宅の耐震性を充分把握するとともに、</u>災害の発生時には自ら	第５節 市民等の基本的責務 第１ 市民の責務 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、<u>住宅等の耐震診断により耐震性を充分把握</u>するとともに、<u>必要に応じた耐震化、</u>家具等の固定、ガラスの飛散防止など<u>(削除)</u>災害の発生時には自らの身の安全を	文言整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		の身の安全を守るよう行動しなければならない。	守るよう行動しなければならない。	
第2章 災害予防計画				
3	43	第1節 都市の防災構造強化 第1 (略) 第2 雨水流出抑制策	第1節 都市の防災構造強化 第1 (略) 第2 雨水流出抑制策	名古屋市雨水出水抑制施設補助金交付要綱の策定による助成制度創設による修正
	44	1 (略) 2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進 透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枡等を設置することにより雨水を地中に浸透させることや、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留することにより、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。 <u>(追加)</u>	1 (略) 2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進 透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枡等を設置することにより雨水を地中に浸透させることや、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留することにより、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。 <u>また、浸透雨水ますや雨水タンクの設置に対する助成を行っている。</u>	
	45	第3～6 (略) 第7 急傾斜地崩壊防止対策 (略)また、土砂災害特別警戒区域内 <u>の</u> 建てられた住宅等の移転・改修に対する	第3～6 (略) 第7 急傾斜地崩壊防止対策 (略)また、土砂災害特別警戒区域内 <u>に</u> 建てられた住宅等の移転・改修に対する	

名古屋市雨水出水抑制施設補助金交付要綱の策定による助成制度創設による修正

表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	46	助成を行っている。(略) 第 8 (略) 第 9 建築物の防災対策 1 建築物に対する規制と指導 (略)また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物」については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを<u>充実</u>することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。(略)	助成を行っている。(略) 第 8 (略) 第 9 建築物の防災対策 1 建築物に対する規制と指導 (略)また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物」については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを<u>実施</u>することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。(略)	文言整理
	47	2～4 (略) 5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） (略)現在、<u>大曽根北地区</u>、筒井地区で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。 6 <u>高層建築物の防災対策</u> <u>長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者</u><u>者に周知する。</u>	2～4 (略) 5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型） (略)現在、<u>(削除)</u>筒井地区で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。 6 <u>超高層建築物等の長周期地震動対策</u> <u>長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる地域内の超高層建築物等の所有者や管理者に対し、長周期地震動の</u>	事業の終了に伴う修正 文言整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>建物に対する影響や対応策を周知する等のフォローアップを行う。</u>	
	47	第 10 (略)	第 10 (略)	
		第 11 建築物の耐震不燃化	第 11 建築物の耐震不燃化	
	48	1～2 (略)	1～2 (略)	
		3 建築物の不燃化の促進	3 建築物の不燃化の促進	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) 特殊建築物の指導	(2) 特殊建築物の指導	
		また、既設の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを <u>充実</u> することにより建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。	また、既設の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを <u>実施</u> することにより建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。	文言整理
		4 がけ崩れ等による建築物の被災防止	4 がけ崩れ等による建築物の被災防止	
		(1) (略)	(1) (略)	
	49	(2) 大規模盛土造成された宅地は、地震により、宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されて <u>いる</u> 。本市においても、 <u>東部丘陵地域を中心に大規模盛土造成地が多数存在することを確認しており、</u>	(2) 大規模盛土造成された宅地は、地震により、宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されて <u>おり</u> 、本市においては、 <u>平成23年度から調査を進めてきた。その結果、地震による滑動崩落のお</u>	時点修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	49	<u>大規模盛土造成地の分布状況を調査し、大規模盛土造成地マップとして公表した。今後は、大規模盛土造成地の地震による滑動崩落に対する安全性を確認するための調査を早期に完了するよう努める。</u> 第12 農地の防災対策 1～2 (略) 3 防災協力農地登録制度の推進 避難空間及び災害<u>普及</u>用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。	<u>それがある大規模盛土造成地はなく、滑動崩落の兆候を把握するために、定期的な現地踏査による経過観察を実施している。</u> 第12 農地の防災対策 1～2 (略) 3 防災協力農地登録制度の推進 避難空間及び災害<u>復旧</u>用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。	誤記修正
4	54 55	第3節 公共施設の整備(震災対策) 第1～4 (略) 第5 港湾 1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平	第3節 公共施設の整備(震災対策) 第1～4 (略) 第5 港湾 1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強 名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	56	成 2 年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、<u>今後はこれらの施設の機能維持に努める</u>。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成 13 年度及び平成 24 年度に合わせて鍋田ふ頭に 2 バース、平成 17 年度<u>及び</u>平成 20 年度(<u>追加</u>)に合わせて飛島ふ頭に <u>2</u> バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備<u>された</u>。 名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため金城ふ頭に 2 バース、弥富ふ頭に 1 バース、横須賀ふ頭に 1 バース、北浜ふ頭に 1 バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に <u>3</u> バース、鍋田ふ頭に 2 バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に1バースの耐震強化岸壁を位置づけている。(略) 2～4 (略)	成 2 年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に 2 バースの耐震強化岸壁を整備しており、<u>金城ふ頭では整備を進めている</u>。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成 13 年度及び平成 24 年度に合わせて鍋田ふ頭に 2 バース、平成 17 年度、平成 20 年度<u>及び令和 4 年度</u>に合わせて飛島ふ頭に <u>3</u> バースの耐震強化コンテナ岸壁を整備<u>している</u>。 名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため金城ふ頭に 2 バース、弥富ふ頭に 1 バース、横須賀ふ頭に 1 バース、北浜ふ頭に 1 バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に <u>2</u> バース、鍋田ふ頭に 2 バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に1バースの耐震強化岸壁を位置づけている。(略) 2～4 (略)	時点修正 表記の整理 時点修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	56	5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施し、中川口通船門については、平成 30 年度に(追加)整備が完了した。 6 走錨等に起因する事故対策 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、不要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。	5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策 東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施し、中川口通船門については(削除)平成 30 年度に、堀川口防潮水門については令和 3 年度に整備が完了した。 6 走錨等に起因する事故対策 走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。	誤記修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
5	58	第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等 1 (略) 2 施設の整備 (1) (略) (2) 水道基幹施設の浸水対策としては、 既に実施した東海豪雨相当の浸水への 対策に加えて河川氾濫への対策を実施 しており、対策が必要な大治浄水場に おいて止水壁の設置等の整備を <u>行っ</u> <u>ている。</u> (3)～(5) (略) (6) 停電対策として、次の整備を行っ ている。 ア～イ (略)	第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等 1 (略) 2 施設の整備 (1) (略) (2) 水道基幹施設の浸水対策としては、 既に実施した東海豪雨相当の浸水への 対策に加えて河川氾濫への対策を実施 しており、対策が必要な大治浄水場に おいて止水壁の設置等の整備を <u>行っ</u> <u>た。</u> (3)～(5) (略) (6) 停電対策として、次の整備を行っ ている。 ア～イ (略)	事業完了に伴う修正
	59	ウ 広域かつ長時間の停電時にも配水を 継続可能とするため、取水場、浄水場 及び配水場に非常用発電設備を設置 するとともに、燃料備蓄量が 72 時間 分となるよう機能強化を <u>進めている。</u>	ウ 広域かつ長時間の停電時にも配水を 継続可能とするため、取水場、浄水場 及び配水場に非常用発電設備を設置 するとともに、燃料備蓄量が 72 時間 分となるよう機能強化を <u>行っ</u> <u>た。</u>	
		3 (略)	3 (略)	
		4 通信設備の整備	4 通信設備の整備	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</u> <u>(1)イントラネットの回線は一部を除き二重化している。</u> <u>(2)ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の施設には外線を使った一斉同報サービス（iFAX）を整備している。</u> <u>(3)固定電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時も使用できる停電対応電話機を整備している。</u> <u>(4)災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を83台配備している。</u> <u>（下水道施設と共通）</u> <u>(5)停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合に各施設との情報共有を行うため、衛星携帯電話を37台配備している。</u> <u>（下水道施設と共通）</u> <u>(追加)</u>	<u>(削除)</u> <u>各種情報の迅速徹底を図るため、情報</u>	通信手段の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>4 管路センターに計 12 台、鍋屋上野浄水場に 1 台、合計 13 台</u>に配備している。 6 (略) 59 第2 下水道施設 1～4 (略) 61 5 通信設備の整備 <u>災害時においては、イントラネット、一般加入電話、業務用局内電話、災害時優先電話、停電対応電話、MCA無線及び衛星携帯電話を効果的に活用する。</u> <u>(1)イントラネットの回線は一部を除き二重化している。</u> <u>(2)ファクシミリは一部内線電話網を使用することができ、特定の施設には外線を使った一斉同報サービス(iFAX)を整備している。</u> <u>(3)固定電話の一部を災害時優先電話として登録し、また、停電時も使用できる停電対応電話機を整備している。</u>	<u>通信網の二重化等を行っている。</u> 5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>管路センター等</u>に配備している。 6 (略) 第2 下水道施設 1～4 (略) 5 通信設備の整備 <u>(削除)</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	61	<u>(4) 災害時の情報伝達手段の多様化を図るため、MCA無線を 83 台配備している。(水道施設と共通)</u> <u>(5) 停電を含む甚大な被害が発生し、電話、イントラネット等の通信手段が断絶した場合に各施設との情報共有を行うため、衛星携帯電話を 37 台配備している。(水道施設と共通)</u> <u>(6) 水処理センター・ポンプ所間等を結ぶ情報通信網の二重化を継続し、非常時においても安定した施設運営を図る。</u> <u>(追加)</u>	<u>各種情報の迅速徹底を図るため、情報通信網の二重化等を行っている。</u>	
		6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>4管路センターに計4台</u>配備している。	6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を<u>管路センターに</u>配備している。	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
6	72	第6節 防災拠点の整備 第1 防災拠点の役割及び体系 1 防災拠点の役割 (表中)	第6節 防災拠点の整備 第1 防災拠点の役割及び体系 1 防災拠点の役割 (表中)	市大化に伴う修正
	73	災害医療活動拠点	災害医療活動拠点	
		市立病院 (追加)	(削除)	
		災害時の医療救護活動 (追加)	(削除)	
		緑市民病院 (追加)	(削除)	
	74	災害医療活動拠点	災害医療活動拠点	
		災害拠点病院 (追加)	災害拠点病院 (県指定)	
		災害協力病院	災害拠点精神科病院 (県指定)	
	74	医療救護所からの患者受入等 (追加)	愛知県精神医療センター (略)	
		市立大学医学部附属みどり市民病院 (追加)	市立大学医学部附属みどり市民病院 (略)	
	74	遺体安置所	遺体安置所	
		(略)	(略)	
		スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 富田北プール (追加)	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院 (削除)	
	74	2 防災拠点の体系図	2 防災拠点の体系図	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	75	(図中) 災害医療活動拠点 <u>(市立病院)</u> (災害拠点病院) (各区医師会医療 救護活動本部) (災害協力病院) (市立中学校)	(図中) 災害医療活動拠点 <u>(削除)</u> (災害拠点病院) (各区医師会医療 救護活動本部) (災害協力病院) (市立中学校)	市大化に伴う修正
	76	第2 防災拠点施設の整備 (表中) <u>市立病院</u> ・電 源……手術室・治療室の機 能確保、入院患者の 治療体制等の確保 のための電源確保 ・給排水……災害用給水栓の設 置、排水機能の確 保 ・通 信……防災行政無線の機能 確保 ・備 蓄……医薬品等の備蓄、患 者用食糧の備蓄、水 の備蓄、携帯トイレ の備蓄	第2 防災拠点施設の整備 (表中) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	市大化に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
7	78	第 7 節 地震防災上緊急に整理すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 平成 7 年度から令和 <u>2</u> 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設 <u>1,398</u> 棟を耐震診断 <u>(除却施設を除く)</u> 企業局等施設：対象施設のうち 217 棟を耐震診断 また、平成 7 年度から令和 <u>2</u> 年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設：<u>829</u> 棟 <u>(68 棟の除却等を除く)</u>	第 7 節 地震防災上緊急に整理すべき施設等の整備計画 第 1 (略) 第 2 市設建築物の耐震性能の現状 平成 7 年度から令和 <u>4</u> 年度にかけて、昭和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設：対象施設 <u>1,537</u> 棟を耐震診断 <u>(削除)</u> 企業局等施設：対象施設のうち 217 棟を耐震診断 また、平成 7 年度から令和 <u>4</u> 年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。 営繕・学校施設：<u>903</u> 棟 <u>(削除)</u>	時点修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																												
	79	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震 対策 済</th></tr><tr><th>診断 棟数</th><th>評価 Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅱ</th><th>評価Ⅱ 計</th></tr><tr><td rowspan="12">防災拠点施設</td><td colspan="2">防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">地域防災活動拠点</td><td>営繕施設</td><td>73</td><td>49</td><td>19</td><td>5</td><td>24</td><td>23</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>14</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td><td>11</td></tr><tr><td>計</td><td>87</td><td>57</td><td>24</td><td>6</td><td>30</td><td>34</td></tr><tr><td rowspan="3">災害医療活動拠点</td><td>企業局施設</td><td>12</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>市立大学病院</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">指定避難所</td><td>営繕・学校施設</td><td>1,085</td><td>356</td><td>532</td><td>197</td><td>729</td><td>729</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>1,089</td><td>356</td><td>536</td><td>197</td><td>733</td><td>733</td></tr><tr><td colspan="2">福祉避難所</td><td>16</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>1,208</td><td>425</td><td>572</td><td>212</td><td>784</td><td>788</td></tr><tr><td rowspan="3">防災拠点以外の施設</td><td>営繕・学校施設</td><td>222</td><td>144</td><td>60</td><td>18</td><td>78</td><td>88</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>189</td><td>95</td><td>57</td><td>37</td><td>94</td><td>92</td></tr><tr><td>計</td><td>411</td><td>239</td><td>117</td><td>55</td><td>172</td><td>180</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,820</td><td>664</td><td>689</td><td>267</td><td>956</td><td>948</td></tr></table>	区 分		耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	地域防災活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23	企業局施設	14	8	5	1	6	11	計	87	57	24	6	30	34	災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	市立大学病院	3	0	1	2	3	3	計	15	3	5	7	12	12	指定避難所	営繕・学校施設	1,085	356	532	197	729	729	企業局施設	4	0	4	0	4	4	計	1,089	356	536	197	733	733	福祉避難所		16	9	7	0	7	7	計		1,208	425	572	212	784	788	防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	88	企業局施設	189	95	57	37	94	92	計	411	239	117	55	172	180	合 計		1,820	664	689	267	956	948	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震 対策 済</th></tr><tr><th>診断 棟数</th><th>評価 Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅱ</th><th>評価Ⅱ 計</th></tr><tr><td rowspan="12">防災拠点施設</td><td colspan="2">防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">地域防災活動拠点</td><td>営繕施設</td><td>73</td><td>49</td><td>19</td><td>5</td><td>24</td><td>23</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>14</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td><td>11</td></tr><tr><td>計</td><td>87</td><td>57</td><td>24</td><td>6</td><td>30</td><td>34</td></tr><tr><td rowspan="3">災害医療活動拠点</td><td>企業局施設</td><td>12</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>市立大学病院</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">指定避難所</td><td>営繕・学校施設</td><td>1,088</td><td>356</td><td>533</td><td>197</td><td>730</td><td>730</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>1,090</td><td>356</td><td>537</td><td>197</td><td>734</td><td>734</td></tr><tr><td colspan="2">福祉避難所</td><td>16</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>1,210</td><td>425</td><td>573</td><td>212</td><td>785</td><td>789</td></tr><tr><td rowspan="3">防災拠点以外の施設</td><td>営繕・学校施設</td><td>222</td><td>144</td><td>60</td><td>18</td><td>78</td><td>70</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>189</td><td>95</td><td>57</td><td>37</td><td>94</td><td>92</td></tr><tr><td>計</td><td>411</td><td>239</td><td>117</td><td>55</td><td>172</td><td>182</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,821</td><td>664</td><td>690</td><td>267</td><td>957</td><td>951</td></tr></table>	区 分		耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	地域防災活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23	企業局施設	14	8	5	1	6	11	計	87	57	24	6	30	34	災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	市立大学病院	3	0	1	2	3	3	計	15	3	5	7	12	12	指定避難所	営繕・学校施設	1,088	356	533	197	730	730	企業局施設	4	0	4	0	4	4	計	1,090	356	537	197	734	734	福祉避難所		16	9	7	0	7	7	計		1,210	425	573	212	785	789	防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	70	企業局施設	189	95	57	37	94	92	計	411	239	117	55	172	182	合 計		1,821	664	690	267	957	951	
区 分		耐震診断					耐震 対策 済																																																																																																																																																																																																																																																																									
		診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																								
	地域防災活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	14	8	5	1	6	11																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	87	57	24	6	30	34																																																																																																																																																																																																																																																																								
	災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																								
		市立大学病院	3	0	1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	15	3	5	7	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																								
	指定避難所	営繕・学校施設	1,085	356	532	197	729	729																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	4	0	4	0	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	1,089	356	536	197	733	733																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福祉避難所		16	9	7	0	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																								
	計		1,208	425	572	212	784	788																																																																																																																																																																																																																																																																								
防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	88																																																																																																																																																																																																																																																																									
	企業局施設	189	95	57	37	94	92																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	411	239	117	55	172	180																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計		1,820	664	689	267	956	948																																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分		耐震診断					耐震 対策 済																																																																																																																																																																																																																																																																									
		診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																								
	地域防災活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	14	8	5	1	6	11																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	87	57	24	6	30	34																																																																																																																																																																																																																																																																								
	災害医療活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																								
		市立大学病院	3	0	1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	15	3	5	7	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																								
	指定避難所	営繕・学校施設	1,088	356	533	197	730	730																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	4	0	4	0	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	1,090	356	537	197	734	734																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福祉避難所		16	9	7	0	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																								
	計		1,210	425	573	212	785	789																																																																																																																																																																																																																																																																								
防災拠点以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	70																																																																																																																																																																																																																																																																									
	企業局施設	189	95	57	37	94	92																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	411	239	117	55	172	182																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計		1,821	664	690	267	957	951																																																																																																																																																																																																																																																																									
80		第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 令和 <u>2</u> 年 4 月 1 日現在 (表中) <table><tr><td>地域防災活動拠点</td><td>区役所(支所) ・保健センター</td><td>－ <u>(※)</u></td></tr></table>	地域防災活動拠点	区役所(支所) ・保健センター	－ <u>(※)</u>	第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日現在 (表中) <table><tr><td>地域防災活動拠点</td><td>区役所(支所) ・保健センター</td><td>－ <u>(削除)</u></td></tr></table>	地域防災活動拠点	区役所(支所) ・保健センター	－ <u>(削除)</u>	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																						
地域防災活動拠点	区役所(支所) ・保健センター	－ <u>(※)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																														
地域防災活動拠点	区役所(支所) ・保健センター	－ <u>(削除)</u>																																																																																																																																																																																																																																																																														

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>※千種区役所と他団体施設の合築建築物において、市所有部分は耐震性を満たしているものの、他団体の所有部分が耐震性を満たしていないことにより、機能継続性を確保するため、合築建築物の改築について検討を進めている。</u>	<u>(削除)</u>	施設改修に伴う修正
8	83	第9節 防災情報網の整備 第1 情報・通信機器の整備 1 (略) 2 無線電話 (1) (略) (2) その他局用無線 <u>それぞれの</u>局内業務用無線で、消防無線、<u>上下水道局MC A無線</u>がある。 3～9 (略)	第9節 防災情報網の整備 第1 情報・通信機器の整備 1 (略) 2 無線電話 (1) (略) (2) その他局用無線 <u>(削除)</u>局内業務用無線で、消防無線<u>(削除)</u>がある。 3～9 (略)	通信手段の見直しに伴う修正
	84	第2 通信連絡手段の確保及び活用 1 災害時優先電話の指定 (1) (略) (2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、防災危機管理局危機対策室を	第2 通信連絡手段の確保及び活用 1 災害時優先電話の指定 (1) (略) (2) 指定の要請 各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・FAXについて、防災危機管理局危機対	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
85	2	通じてNTT西日本東海支店に対し指定の要請を行う。	策室を通じて通信事業者に対し指定の要請を行う。	正確な情報に修正
87	第3～4	(略)	(略)	
87	名古屋市防災情報通信網概念図			

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
9	88 90	第10節 救護・救援体制の整備 第1～2 (略) 第3 応急医療体制の整備 1 (略) 2 医薬品・衛生材料の確保 災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター、<u>市立病院</u>等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。 <u>3 市立病院の医療機能の確保</u> <u>市立病院は、特に重傷者の治療、収容を行う災害医療活動拠点として診療機能を維持するため、電気・水・ガス等のライフラインの確保、医薬品・衛生材料・給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確保、緊急連絡体制の整備、災害対応マニュアルの見直し等を行う。</u> <u>4</u> 名古屋区域地域災害医療部会 地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療	第10節 救護・救援体制の整備 第1～2 (略) 第3 応急医療体制の整備 1 (略) 2 医薬品・衛生材料の確保 災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター(<u>削除</u>)等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。 <u>(削除)</u> <u>3</u> 名古屋区域地域災害医療部会 地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム	市大化に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	91	チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。 (資料) <u>(追加)</u>	等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。 (資料) <u>・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書</u> <u>(市対県鍼灸マッサージ師会)</u> <u>(附属資料編 計画参考 42)</u>	新たな協定の締結に伴う追記
10	92 94 95	第 11 節 避難体制の整備 第 1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保 1 (略) 2 指定避難所 (1)～(2) (略) (3)施設内のスペース ア～イ (略)	第 11 節 避難体制の整備 第 1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保 1 (略) 2 指定避難所 (1)～(2) (略) (3)施設内のスペース ア～イ (略)	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	96	ウ <u>新型コロナウイルス</u>感染症対策を講じる場合 第2 避難誘導体制の確立等 1 風水害時 <u>〔発災後の避難行動〕</u> (略)	ウ <u>(削除)</u>感染症対策を講じる場合 第2 避難誘導体制の確立等 1 風水害時 <u>(1)発災後の避難行動</u> (略)	表記の整理
	97	<u>なお、浸水想定区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な</u>	<u>(削除)</u>	水防法上の規定に合わせた修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	97	<u>行動をとるものとする。</u> <u>地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の洪水時、雨水出水時及び高潮時（以下、洪水時等という）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置しなければならない。</u> <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、その利用時の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織の設置に努める。</u> <u>大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って浸水の</u>		

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	97	<u>防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。</u> <u>また、土砂災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施しなければならない。</u> <u>(追加)</u>	<u>(2) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等における措置について</u> <u>名古屋市は水防法第 15 条第 4 項に基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）内に地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設がある場合は、名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとし、計画に定め</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	97		<u>られた要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告することができる。ただし、大規模工場等は、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。</u> <u>なお、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な行動をとるものとする。</u> <u>ア 地下街等の所有者又は管理者における措置</u> <u>(ア)計画の作成</u> <u>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告するとともに、公表しなければならない。</u> <u>(イ)訓練の実施</u> <u>上記計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行わな</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	97		<u>なければならない。</u> <u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> <u>地下街等の利用者の洪水時等の</u> <u>円滑かつ迅速な避難の確保及び浸</u> <u>水防止を行う自衛水防組織を設置</u> <u>し、名古屋市長へ報告しなければな</u> <u>らない。</u> <u>イ 要配慮者利用施設の所有者又は管</u> <u>理者における措置</u> <u>(ア) 計画の作成</u> <u>当該要配慮者利用施設の利用者</u> <u>の洪水時等の円滑かつ迅速な避難</u> <u>確保を図るために必要な訓練その他</u> <u>の措置に関する計画を作成し、名古</u> <u>屋市長に報告しなければならない。</u> <u>(イ) 訓練の実施</u> <u>上記計画に従って避難の確保の</u> <u>ための訓練を実施し、その結果を名</u> <u>古屋市長へ報告しなければならない。</u> <u>(ウ) 自衛水防組織の設置</u> <u>要配慮者利用施設の利用者の洪</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	98	2 地震発生時 <u>〔発災後の避難行動〕</u>	<u>水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したならば名古屋市長へ報告しなければならない。</u> <u>ウ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u> <u>(ア) 計画の作成</u> <u>大規模工場等の洪水時等の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に努めなければならない。</u> <u>(イ) 自衛水防組織の設置</u> <u>大規模工場等の洪水時等の浸水防止を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したならば名古屋市長に報告しなければならない。</u> 2 地震発生時 <u>(1) 発災後の避難行動</u>	表記の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	98	The flowchart starts with '地震発生' (Earthquake Occurs). It branches into '避難指示 (大津波警報等) 発令' (Evacuation instruction issued) and '津波のおそれなし' (No tsunami threat). If an instruction is issued, it checks if the person is in the '津波の浸水想定区域' (Tsunami inundation zone). If 'はい' (Yes), they should evacuate to '浸水想定区域外へ避難' (Evacuate to outside the inundation zone). If 'いいえ' (No), they check for '余震や大規模な火事により、避難が必要' (Need for evacuation due to aftershocks or major fires). If 'はい' (Yes), they check if they can '自宅にとどまることも可能' (Stay at home). If 'いいえ' (No), they evacuate. If 'はい' (Yes), they check if they are in a '安全な場所に住んでいて、身を寄せられる親戚や知人はいるか' (Safe place and relatives/friends nearby). If 'はい' (Yes), they stay. If 'いいえ' (No), they go to '指定緊急避難場所 (津波)' (Designated emergency evacuation site for tsunami). If they are in the inundation zone and have no relatives/friends, they go to '指定緊急避難場所 (津波)'. If they are outside the zone and have no relatives/friends, they go to '区域外の指定緊急避難場所 (地震の揺れ・大規模な火事)' (Designated emergency evacuation site outside the zone for earthquake shaking or major fires). After the '大津波警報の解除等、災害のおそれなくなる' (Disaster threat ends), if the home is destroyed, they check if they can stay. If 'はい' (Yes), they stay. If 'いいえ' (No), they go to '帰宅' (Return home). If they cannot stay and have relatives/friends, they go to '親戚・知人宅' (Relatives/friends' home). If they cannot stay and have no relatives/friends, they go to '指定避難所' (Designated evacuation site). 津波被害を避けるためには、津波の浸水想定区域外まで迅速に避難する。浸水想定区域外へ避難する時間がない場合には、一時的な避難場所への移動とする。 <u>また、津波災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設は、次のとおり</u>	The flowchart is identical to the one before, but with the following changes: 1. The text 'また、津波災害警戒区域内に在し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設は、次のとおり' has been removed. 2. The box for '指定緊急避難場所 (津波)' now includes the text '(津波)' in parentheses. 3. The box for '区域外の指定緊急避難場所 (地震の揺れ・大規模な火事)' now includes the text '(地震の揺れ・大規模な火事)' in parentheses. 4. The box for '指定避難所' now includes the text '指定避難所' in parentheses. 津波被害を避けるためには、津波の浸水想定区域外まで迅速に避難する。浸水想定区域外へ避難する時間がない場合には、一時的な避難場所への移動とする。 <u>(削除)</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	98	<u>適切な行動をとるものとする。</u>		
	99	<u>地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施し、その結果を報告しなければならない。</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、津波発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難確保のための訓練を実施し、その結果を報告しなければならない。 なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。 <u>(追加)</u>	なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。 <u>(2) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等における措置について</u> <u>名古屋市は水防法第 15 条第 4 項に</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	99		<u>に基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）内に地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設がある場合は、名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとし、計画に定められた要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告することができる。ただし、大規模工場等は、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。</u> <u>なお、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な行動をとるものとする。</u> <u>ア 地下街等の所有者又は管理者における措置</u> <u>（ア）計画の作成</u> <u>単独で又は共同して、当該地下街</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	99		<u>等の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告するとともに、公表しなければならない。</u> <u>(イ)訓練の実施</u> <u>上記計画に従って避難の確保のための訓練を実施し、その結果を名古屋市長へ報告しなければならない。</u> <u>イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</u> <u>(ア)計画の作成</u> <u>当該要配慮者利用施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告しなければならない。</u> <u>(イ)訓練の実施</u> <u>上記計画に従って避難の確保のための訓練を実施し、その結果を名</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>古屋市長へ報告しなければならない。</u>	
11	100	第 12 節 要配慮者対策 要配慮者を災害から守るために、要配慮者自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成<u>(追加)</u>啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して要配慮者を支援する体制づくりを進めるものとする。 第 1 避難・誘導対策 1 (略) 2 要配慮者情報の整備 要配慮者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら<u>(追加)</u>情報をもとに、要配慮者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者 (1)避難行動要支援者名簿の作成	第 12 節 要配慮者対策 要配慮者を災害から守るために、要配慮者自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成<u>し</u>、啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して要配慮者を支援する体制づくりを進めるものとする。 第 1 避難・誘導対策 1 (略) 2 要配慮者情報の整備 要配慮者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれら<u>の</u>情報をもとに、要配慮者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。 3 避難行動要支援者名簿に掲載する者 (1)避難行動要支援者名簿の作成	誤記修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	101	ア～カ (略) キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) (略) (イ) <u>イ</u> スモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者 4 避難行動支援者名簿の外部提供 平常時において避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得た<u>うえ</u>で行うものとする。また、災害が発生<u>または</u>災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策本部員会議で本部長の決定を経た上で不同意者を含む名簿情報の提供を<u>(追加)</u>行うものとする。なお、この場合は平常時の提供先のみならず、避難支援等の実施に必要な限度で幅広い対象へ名簿情報を提供するものとする。	ア～カ (略) キ 難病患者のうち次に掲げる者 (ア) (略) (イ) <u>(削除)</u> スモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者 4 避難行動支援者名簿の外部提供 平常時において避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得た<u>上</u>で行うものとする。また、災害が発生<u>又は</u>災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策本部員会議で本部長の決定を経た上で不同意者を含む名簿情報の提供を<u>避難支援等関係者（行政機関、地域住民など、避難行動要支援者に対する避難支援に関わる者）に対して</u>行うものとする。なお、この場合は平常時の提供先のみならず、避難支援等の実施に必要な限度で幅広い対象へ名簿情報を提供するものとする。	誤記修正 表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	101	(1) 平常時における名簿情報の提供先 <u>(避難支援等関係者となる者)</u> (2) 災害が発生<u>または</u>災害が発生するおそれのある場合の名簿情報の提供先の例 (3) (略) (4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 <u>(追加)</u> 「助け合いの仕組みづくり」に取り組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体へ名簿情報を提供する際<u>に</u>は、個人情報の取扱等に関し区役所と協定を締結し、管理規約の提出を求めた<u>うえ</u>で実施するものとする。 <u>(追加)</u>	(1) 平常時における名簿情報の提供先 <u>(削除)</u> (2) 災害の発生<u>又は</u>災害が発生するおそれのある場合の名簿情報の提供先の例 (3) (略) (4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置 <u>ア 平常時</u> 「助け合いの仕組みづくり」に取り組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体へ名簿情報を提供する際<u>(削除)</u>は、個人情報の取扱等に関し区役所と協定を締結し、管理規約の提出を求めた<u>上</u>で実施するものとする。 <u>イ 災害発生時</u> <u>4(2)に定める提供先へ名簿情報を提供する際は、提供した避難行動要支援者名簿を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは避難行動要支援者名簿を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他</u>	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102	<u>5 外国人等に対する対策</u> <u>(1) 多言語及びルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。</u> <u>(2) (公財)名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、情報提供、被災相談等、災害時の外国人に対する救援活動が円滑に行えるような体制づくりに努めるものとする。</u> <u>6 (追加) 個別避難計画</u> (1) 個別避難計画の作成 避難行動要支援者を対象に、<u>その住まいがハザード等の影響が大きく、また、</u>心身の状況などにより特に支援を要する方から順次同意確認の<u>うえ</u>、令和3年度	<u>に漏らさないこと等の個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。</u> <u>(削除)</u> <u>5 避難行動要支援者に係る</u>個別避難計画 (1) 個別避難計画の作成 避難行動要支援者を対象に、<u>居住している地域のハザードや</u>心身の状況などにより特に支援を要する方から順次同意確認の<u>上</u>、令和3年度よりおおむね5年程	個別避難計画に関する詳細の追記

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102	よりおおむね5年程度で作成するよう取り組みを進める。<u>また、作成後に避難行動に影響があると思われる状況の変化があった場合には、計画更新の検討を行う。</u> <u>(2) 記載内容</u> <u>①避難行動要支援者に関する事項</u> <u>②避難支援等実施者に関する事項</u> 氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・<u>避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路等</u> <u>③その他市長が必要と認めるものを記載する。</u> <u>(追加)</u>	度で作成するよう取り組みを進める。<u>(削除)</u> <u>ア 記載内容</u> <u>(ア)避難行動要支援者に関する事項</u> <u>(イ)避難支援等実施者に関する事項</u> 氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先<u>(削除)</u> <u>(ウ)その他市長が必要と認める事項</u> <u>イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> <u>避難行動要支援者名簿に記載された個人情報等を利用し、個別避難計画を作成する。</u> <u>ウ 個別避難計画の作成に係る協定の締結</u> <u>個別避難計画の作成にあたり、福祉サービス事業者等の個別避難計画の</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102		<u>作成を支援する者（以下「計画作成支援者」という。）へ秘密情報を提供する際は、事前に秘密情報の共有に関する秘密保持協定を締結するものとする。</u> <u>(2) 個別避難計画の更新</u> <u>計画作成後、本人の心身の状況や取り巻く環境の変化等に従って、計画を修正する必要がある場合は、その内容を適時適切に更新する。</u> <u>(3) 個別避難計画の外部提供</u> <u>平常時において個別避難計画に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、個別避難計画の対象者本人から同意を得た上で避難支援等の実施に必要な限度において行うものとする。また、災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合においては、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画の対象者本人の同意なしに、避難支援等関係者等へ個別避難計画に記載された情報を提供できるものとする。</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102		<u>ア 平常時における個別避難計画の提供先</u> <u>(ア) 個別避難計画作成対象者本人又はその家族</u> <u>(イ) 個別避難計画に記載された緊急連絡先</u> <u>(ウ) 計画作成支援者</u> <u>(エ) 個別避難計画に記載された避難支援等実施者等</u> <u>イ 平常時における個別避難計画避難に記載された情報の提供先</u> <u>自主防災組織等の地域団体</u> <u>ウ 災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合の個別避難計画に記載された情報の提供先の例</u> <u>(ア) 自主防災組織等の地域団体</u> <u>(イ) 愛知県警察</u> <u>(ウ) 避難所代表管理者</u> <u>(エ) 福祉事業者</u> <u>(オ) 障害者団体</u> <u>(カ) 自衛隊等</u> <u>(4) 個別避難計画の提供に係る情報漏え</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102		<u>いの防止</u> <u>ア 平常時</u> <u>個別避難計画に記載された情報を5(3)イに定める提供先へ提供する際は、個人情報の取扱い等に関し協定を締結し、管理規約の提出を求めた上で実施するものとする。なお、個別避難計画に記載された情報の提供に際して、個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。</u> <u>イ 災害発生時</u> <u>避難支援等関係者に個別避難計画を提供する際は、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。</u> <u>(5) 要配慮者が円滑に避難のための立退</u>	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	102		<u>きを行うことができるための通知又は警告の配慮</u> <u>災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合等において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をするものとする。</u> <u>(6)避難支援等関係者の安全確保</u> <u>避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことができるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。</u>	
		<u>5</u> 外国人等に対する対策	<u>6</u> 外国人等に対する対策	
12	103	第 13 節 防災意識の啓発及び防災訓練 第 1 防災意識の啓発 1～2 (略)	第 13 節 防災意識の啓発及び防災訓練 第 1 防災意識の啓発 1～2 (略)	
	105	3 市民・ <u>企業</u> に対する防災教育及び広報	3 市民・ <u>事業所</u> に対する防災教育及び広報	表記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	108	4 (略) <u>5 防災上重要な施設管理者に対する教育</u> <u>危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場</u> <u>など不特定多数の者が出入りする施設等</u> <u>防災上重要な施設の管理者が、地震発生</u> <u>時に適切な行動がとれるよう、防火・防</u> <u>災管理講習等の機会を通じて防災教育</u> <u>を図る。</u>	4 (略) <u>(削除)</u>	
	109	第2 防災訓練 1 (略) 2 総合訓練 (1)本市の水防訓練 ア (略) イ 訓練参加者 名古屋市、愛知県警察、住民 <u>(追加)</u> ウ (略) (2)本市の防災訓練 市は、市防災会議の主唱に基づき、 毎年8月30日から9月5日の防災週 間 <u>(追加)</u> を中心に、市及び防災関係機 関並びに民間企業、市民の参加を得 て、本計画の具体的な運用等の検証を	第2 防災訓練 1 (略) 2 総合訓練 (1)本市の水防訓練 ア (略) イ 訓練参加者 名古屋市、愛知県警察、住民 <u>等</u> ウ (略) (2)本市の防災訓練 市は、市防災会議の主唱に基づき、 毎年8月30日から9月5日の防災週 間 <u>及び11月5日の津波防災の日</u> を中 心に、市及び防災関係機関並びに民間 企業、市民の参加を得て、本計画の具	表記の整理 防災活動訓練の見直 しに伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	110	目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 訓練内容は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、様々な条件を設定することにより、より実践的なものとし、次のとおり実施する。 ア 東海地震を想定した予知対応型訓練 警戒宣言時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、地震予知情報等の発表に基づく職員の参集訓練、警戒宣言時等の情報の伝達・広報<u>(追加)</u>の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。訓練の内容は、次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 地震予知情報等の通知、伝達、広報<u>(追加)</u>の訓練 (ウ)～(カ) (略)	体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 訓練内容は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、様々な条件を設定することにより、より実践的なものとし、次のとおり実施する。 ア 東海地震を想定した予知対応型訓練 警戒宣言時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、地震予知情報等の発表に基づく職員の参集訓練、警戒宣言時等の情報の伝達、<u>広報及び広聴活動</u>の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。訓練の内容は、次のとおりとする。 (ア) (略) (イ) 地震予知情報等の通知、伝達、広報<u>及び広聴活動</u>の訓練 (ウ)～(カ) (略)	広聴活動に関する記述の追記

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練 南海トラフ巨大地震の被害想定、の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、突発型地震発生時の職員の参集訓練、大津波警報等の情報の伝達・広報（追加）の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。 （ア）（略） （イ）大津波警報等の通知、伝達及び広報（追加）の訓練	イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練 南海トラフ巨大地震の被害想定、の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、突発型地震発生時の職員の参集訓練、大津波警報等の情報の伝達、広報及び広聴活動の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。 （ア）（略） （イ）大津波警報等の通知、伝達、広報及び広聴活動の訓練	
13	112	第14節 地域防災力の向上 第1 地域での助け合い 大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救い（追加）手が回るのに相当の時間が必要となる。（略）	第14節 地域防災力の向上 第1 地域での助け合い 大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救いの手が回るのに相当の時間が必要となる。（略）	表記の整理
14	121	第17節 火災予防計画 第1 火災予防対策 1 自主防火管理体制の強化 （1）～（3）（略） （4）防火・防災管理教育担当者講習	第17節 火災予防計画 第1 火災予防対策 1 自主防火管理体制の強化 （1）～（3）（略） （削除）	誤記修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>防火管理業務の一部を受託している警備会社等において、指導教育的職務にある者に対し、防火管理に関する知識、技能を取得させ、自社派遣隊員の資質向上を図るための講習</u> <u>(5)防火・防災管理者教育担当者再講習</u> <u>防火管理者教育担当者の資格を有している者に対して、5年以内ごとに、法令改正等の知識、技能を習得させるための講習</u>		
	123	2～4 （略） 5 火災予防査察の実施 防火対象物の火災予防査察については、毎年度、<u>消防長</u>が示す査察方針及び行政区における防火対象物の特性に基づき、必要とされる防火対象物を抽出した査察計画に基づき実施する。 (1)～(3) (略) (4) 特別査察 特定の業態の査察対象物若しくは特定の区域内にある査察対象物について、<u>消防長</u>が火災予防上若しくは災害	2～4 （略） 5 火災予防査察の実施 防火対象物の火災予防査察については、毎年度、<u>消防局長</u>が示す査察方針及び行政区における防火対象物の特性に基づき、必要とされる防火対象物を抽出した査察計画に基づき実施する。 (1)～(3) (略) (4) 特別査察 特定の業態の査察対象物若しくは特定の区域内にある査察対象物について、<u>消防局長</u>が火災予防上若しくは災	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		防止上必要があると認め、又は火災若しくは災害が発生したならば人命に危険があると認めた場合に実施する。	害防止上必要があると認め、又は火災若しくは災害が発生したならば人命に危険があると認めた場合に実施する。	
15	135 136	第 22 節 鉄道災害予防計画 第 1 (略) 第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】(略) 【東海旅客鉄道(株)】(略) 【日本貨物鉄道(株)東海支社】(略) 【名古屋鉄道(株)】 1 安全管理のための広報、体制の整備 踏切事故を防止するため、全国交通安全週間中に、踏切事故防止キャンペーンを実施し、 <u>主要な踏切で係員がドライバーや通行者を対象に事故防止を呼びかける。また、踏切事故防止を P R したリーフレット及びノベルティを作成し、踏切事故防止の啓発活動に使用する。</u>	第 22 節 鉄道災害予防対策 第 1 (略) 第 2 各鉄道事業者の災害予防対策 【市営交通】(略) 【東海旅客鉄道(株)】(略) 【日本貨物鉄道(株)東海支社】(略) 【名古屋鉄道(株)】 1 安全管理のための広報、体制の整備 踏切事故を防止するため、全国交通安全週間中に、踏切事故防止キャンペーンを実施し、 <u>駅構内および列車内において P R 放送の実施、案内表示器への P R 文章の表示、ポスターの掲出等により、当社利用者を対象に事故防止を呼びかける。</u>	踏切事故防止に関する啓発活動の変更に伴う修正